

手話であいさつをしてみよう



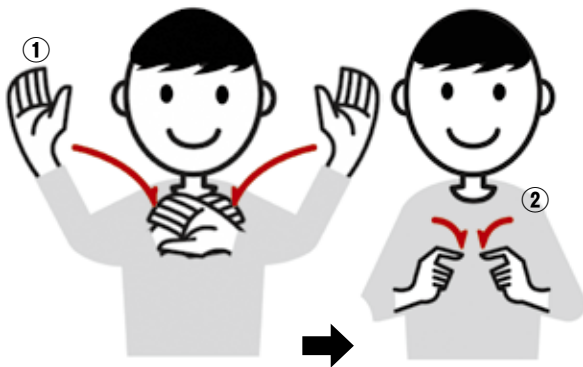
「おはよう」

- ①右手でこぶしを作り、こめかみあたりにあててから下ろす。
- ②向かい合わせた人差し指を折り曲げます。



「こんにちは」

- ①利き手の人差し指と中指を立てて、額の中央に当てる。
- ②向かい合わせた人差し指を折り曲げます。



「こんばんは」

- ①両手の手のひらを前に向け、中央で交差させる。
- ②向かい合わせた人差し指を折り曲げます。



「ありがとう」

片手の手のひらを下に向け、手の甲に反対の手をあてて、手を引き上げる。



「おつかれさま」

右手でこぶしを作って、左手の手首のところをトントンと2回たたきます。

遠隔手話通訳サービスが はじまります



遠隔手話通訳サービスとは、手話を必要としている方と市職員との間で、手話によるコミュニケーションを行うとき、タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて、手話通訳者と画面越しで手話通訳を行うものです。

7月4日(火)から利用できますので、必要な場合はぜひご活用ください。

利用日時 毎週火曜日 8時30分～12時 / 13時～17時

※祝日・年末年始を除く

受付場所 障がい者福祉課または各総合支所福祉課

問合せ 障がい者福祉課障がい者福祉係 (内線3243)

目的

手話への理解の促進および普及に関し、基本理念を定め、市の責務ならびに市民や事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、このことにより全ての市民が、共に支え合う地域社会を目指します。

基本理念

手話への理解の促進および普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、全ての市民は、ろう者が手話により意思を伝え合う権利を有していることを

理解し、その権利を尊重することを基本理念とします。

責務・役割

①市の責務

手話を必要とする人が手話を使いやすい環境を整備するため、必要な施策を推進します。

②市民の役割

基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めます。

③事業者の役割

基本理念に対する理解を深めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努めます。